**令和８年（フ）第５４５０号**
大阪市阿倍野区阪南町３丁目18番６―206号
債務者　清水　淳司
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第５４６１号**
大阪市西淀川区花川２丁目４番43―401号
債務者　齋藤　玉樹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第５４６２号**
大阪市西淀川区花川２丁目４番43―401号
債務者　齋藤　　泉
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第５５０６号**
大阪市東淀川区東淡路２丁目２番５号　モリホーム東淡路文化　201号
債務者　井垣千賀子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第１０５３号**
広島市南区仁保２丁目21番28号
債務者　濱野　花菜
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第５７号**
愛媛県四国中央市中之庄町298番地１　ミドル・クレメント103号
債務者　福田　智幸
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
松山地方裁判所西条支部

**令和８年（フ）第８２号**
熊本県荒尾市宮内出目788番地５
債務者　佐々木ひとみ
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
熊本地方裁判所玉名支部

**令和８年（フ）第８６号**
熊本県玉名郡長洲町大字宮野1653番地２　グランツ・エクセレント101号
債務者　田頭　麻由
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
熊本地方裁判所玉名支部

**令和８年（フ）第１２７号**
栃木県佐野市富岡町1584番地　メゾン・デュレ102
債務者　川村　涼介
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

**令和８年（フ）第１５１号**
千葉県木更津市桜井新町２丁目４番地33　セントラルハイム木更津102号
債務者　高橋　秀樹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**令和８年（フ）第６５５号**
東京都立川市富士見町７丁目30番27号ＳＴＫハイツ303号
債務者　篠塚　健司
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第１６５８号**
東京都清瀬市元町一丁目５番17号
債務者　土屋　裕聡
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第１７４６号**
東京都町田市木曽東１丁目22番４号
債務者　黒川　幸代
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第１７５８号**
東京都立川市西砂町６丁目53番地の10メゾンファーム102号
債務者　小山内忠好
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第１７６４号**
東京都八王子市散田町３丁目１番４号グランドアベニュー703号
債務者　長谷川邦和
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第１７６５号**
東京都八王子市散田町３丁目１番４号グランドアベニュー703号
債務者　長谷川智子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部